

I 計画の基本事項

1. 男女共同参画を取り巻く現況

(1) 世界の動き

国際的な男女共同参画の取組は、国際連合（以下、国連）が中心的な役割を担ってきました。1976（昭和51）年からの「国際婦人の10年」、1979（昭和54）年に「女子差別撤廃条約（CEDAW）」の採択を皮切りに、国連は女性の地位向上と男女平等を目指す一連の取組を強化し、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための国際的な法的枠組みが確立されました。

2015（平成27）年9月には、2030（令和12）年までの達成を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、その1つに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。ジェンダー平等の実現に向け、国連女性機関（UN Women）やユニセフ（UNICEF）などが世界各地で様々な活動を行っています。

また、2023（令和5）年には「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催され、「女性の経済的自立」等、様々な課題や各国の取組について議論が行われ、「G7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）」が取りまとめられました。

一方、2024（令和6）年6月に世界経済フォーラムが発表した、「ジェンダーギャップ指数（※）2024」において、日本は146か国中118位（G7諸国では最下位）と先進諸国の中では非常に低く、特に経済（120位）・政治（113位）分野が課題となっており、依然として日本の女性の活躍は進んでいない状況です。

※世界経済フォーラムが算定する4分野（経済、教育、健康、政治）の指標から、各国の男女格差を数値化し、ランク付けしたもの。

(2) 国内の動き

我が国においては、世界的な流れを受け、1977（昭和52）年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、1980（昭和55）年に国連の「女子差別撤廃条約」に署名し、1985（昭和60）年に同条約を批准しました。

以後、1987（昭和62）年「新国内行動計画」、1996（平成8）年「男女共同参画2000年プラン」を策定、1999（平成11）年「男女共同参画社会基本法」施行後、今日までの間、男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を推進しながら男女共同参画基本計画の改定や新たな策定を行ってきました。

2020（令和2）年12月には、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現を目指し「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。2023（令和5）年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）が公布・施行され、また、DVやストーカー、性被害、生活困窮などの問題を抱える女性を支援するため、昨今の女性を巡る課題を反映させた「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が成立（施行は翌年4月1日）しました。

(3) 沖縄県の動き

沖縄県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、1993（平成5）年「男女共同参画社会の実現を目指す沖縄県行動計画～DEIGO プラン 21～」（第1次）を策定し、その後改定を重ねながら、第5次まで計画策定を行ってきました。

2022（令和4）年には、「男性の育児休業取得」や「政治分野における女性の参画」の促進をはじめ、「ジェンダー平等」や「ジェンダーに関する暴力の根絶」などを掲げた、「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～」を策定しました。

この間、2003（平成15）年には、「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しているほか、2006（平成18）年には、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、施策の一層の充実を図るため2010（平成22）年に計画を改定しました。また、2021（令和3）年に、誰もが自分らしく幸せに生きることのできる沖縄を目指して「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」を行いました。

(4) 宜野湾市の動き

本市においては、1993（平成5）年に助役を本部長とする「宜野湾市女性行政推進本部」を発足し、下部組織として「宜野湾市女性行政実務者会議」を置き、女性行政の推進体制を確立しました。同年7月に市民、有識者で構成した「宜野湾市女性会議」を設置し、女性行政について調査、研究を開始しました。1995（平成7）年に、宜野湾市女性会議の提言を踏まえ、「21世紀に翔びたつ新しい女と男の『ねたての都市』をめざす宜野湾市行動計画～はごろもぷらん 21～」を策定しています。その後改定を重ねながら第3次まで計画策定を行い、男女共同参画社会の実現に向け、諸施策に取り組んできました。

2003（平成15）年には、男女共同参画と国際交流を推進する拠点施設として「人材育成交流センターめぶき」が、2014（平成26）年には、男女共同参画社会の実現をめざす活動拠点として「男女共同参画支援センターふくふく」を開設しました。

また、2010（平成22）年1月、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開していくことを目指して「宜野湾市男女共同参画都市宣言」を行い、2021（令和3）年には、平和で安心な社会を目指し、市及び市民等が協働して男女共同参画社会の実現を目的とした「宜野湾市男女共同参画推進条例」を制定しました。

2. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

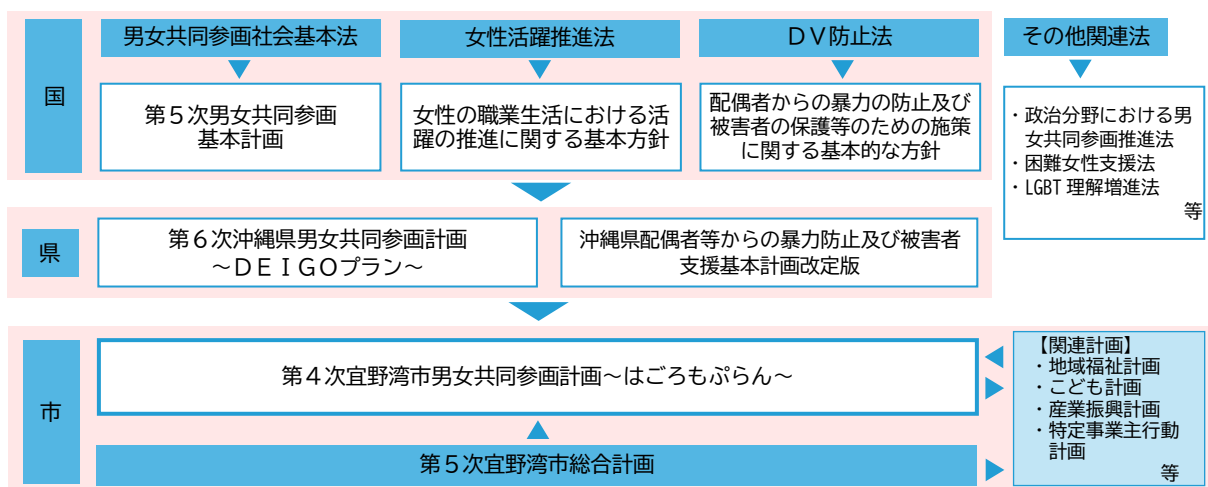
本計画は、すべての人が性別等にかかわらず、人権を尊重しながら責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、本市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づき策定される男女共同参画推進のための総合的な計画です。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」並びに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」の性格をあわせもつ計画です。

なお、2024（令和6）年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項において努力義務とされている「市町村基本計画」の策定については、県内外の事例の調査研究等を踏まえ、今後検討を進めてまいります。



(3) 計画期間

本計画は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間を計画期間とし、中間年度である2029（令和11）年度に中間見直しを行います。なお、計画に位置づけられた施策・事業等の点検・評価を毎年度行うとともに、社会情勢の変化等によって計画に変更の必要性が生じた場合には、適宜見直しを行うものとします。

	年度	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034
世界	持続可能な開発目標 (SDGs)	H28～R12 (15年間)									
国	第5次男女共同参画基本計画	R2.12.25～R12 ※想定：R6点検・評価、R7改定、R8改定版									
県	第6次沖縄県男女共同参画計画	R4～R8 (5年間)									
	沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画改定版	R6～ (適宜見直し)									
市	第5次宜野湾市総合計画	R7～R16 (10年間 ※前期：5年、後期5年)									
	第4次宜野湾市男女共同参画計画	本計画 (10年間：R7～R16)					見直し	改定版			

(4) 本計画とSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、2015（平成27）年に国連で採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030（令和12）年までに持続可能で公正な社会の実現を目指す17のゴールと169のターゲットで構成されています。

本市では、人口減少や少子高齢化といった課題を背景に、持続可能なまちづくりが求められています。そのため、本市の最上位計画である「第五次総合計画 前期基本計画」において、SDGsの理念や目標と一致する方向性を掲げ、SDGsに貢献することを念頭に施策を推進する方針を示しています。

本計画（第4次宜野湾市男女共同参画計画）は、本市の総合計画に基づく個別計画の一つとして位置づけられており、特にSDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」および目標10「人や国の不平等をなくそう」に関連しています。

本計画に基づく施策を通じて、市民一人ひとりが生き生きと暮らせる、持続可能な社会の実現を目指します。



出典：国際連合広報センター